## 令和5年度から適用される市県民税の主な税制改正について

## 1. 住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)制度の見直し

住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年12月31日までに入居した方が対象となりました。

また、令和4年以降の入居の方は個人住民税における控除限度額について、所得税の課税総所得金額等の「7%(最高 136,500円)」から従来の控除限度額である「5%(最高 97,500円)」に引下げることとなりました。

前年分の所得税において住宅借入金等特別控除を受けた方で、所得税から控除しき れなかった額がある場合に、次の(イ)か(ロ)のいずれか少ない金額を限度として 市・県民税の税額控除を受けることができます。

- (イ) 前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、 所得税において控除 しきれなかった額
- (ロ)前年分の所得税の課税総所得金額等の5%(上限額:97,500円)

※令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定の期間内に住宅の取得等に係る契約を行った場合の控除限度額は「前年分の所得税の課税総所得金額等の7%(最高 136,500円)」となります。

## 2. 未成年者の市・県民税非課税措置について

未成年者は前年の合計所得が135万円以下の場合非課税となりますが、民法の成年年齢の引き下げに伴い、賦課期日(1月1日)時点で18歳または19歳の方は、市・県民税が課税されるかどうかの判定において未成年者にあたらないこととなりました。

未成年者の対象年齢

18歳未満(令和5年度は、平成17年1月3日以降に生まれた方)